

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響などによりさまざまな困難に直面した令和4年度の住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり10万円を支給します。

※令和3年度にすでに給付を受けた世帯は、対象となりません。

■対象世帯および申請方法

①令和4年度住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点において、田布施町に住民登録がある世帯で、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

【申請方法】

対象となる世帯には『臨時特別給付金支給要件確認書』をお送りしますので、必要事項を記入しご提出ください。

②家計急変世帯

申請日時点において、田布施町に住民登録がある世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【申請方法】

『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書』に必要事項を記入の上、必要書類を併せてご提出ください。

■受付開始

令和4年7月下旬を予定

■申請手続き

申請手続きは、町ホームページを更新予定ですので、そちらをご覧ください。

■問合せ先

- ・町民福祉課住民税非課税世帯給付金専用
☎ 25-3807（受付時間：午前8時30分～午後5時）（土日祝日を除く）
- ・内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120-526-145（受付時間：午前9時～午後8時）

6/7 田布施西小学校で『田んぼの教室』を開催

田布施西小学校の5年生の総合学習の授業において、農林水産省中国四国農政局南周防農地整備事業所が『田んぼの教室』を開催しました。

同事業所は、令和3年度から田布施西小学校周辺で農地の整備工事を行っており、昨年に引き続き2回目の開催となりました。5年生25人は、事業所と施工業者（澤田建設株式会社）による説明や現場での体験学習などを通して、農業や農地整備の大切さについて学びました。

